

労働者派遣法に基づく情報公開は下記の通りです。

派遣労働者の数	20人
派遣先の数	11社
マージン率	37.75% ※注1
労働者派遣料金	25,870円 (1日8時間当たりの平均)
派遣期間中の派遣労働者の賃金	14,910円 (1日8時間当たりの平均)
教育訓練に関する事項	・情報セキュリティ・個人情報保護教育・安全衛生教育 ・VMware研修
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等	・労使協定を締結している(有効期間:2024年3月31日) ・協定対象労働者の範囲(全従業員)

※注1

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率=(労働者派遣の料金-派遣労働者の賃金)/派遣料金の平均額

マージンには、営業利益以外に法定福利費、その他経費(福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、教育訓練費、労務管理費、事務所費、光熱費等)等が含まれます。

その他参考と認められる事項

福利厚生に関する事項

- ・健康保険(東京都情報サービス産業健康保険組合)、厚生年金保険、雇用保険を適用
- ・定期的な健康診断の実施、福利厚生施設や、その他のサービスが受けられます。